

[委員会からのお知らせ](#)

[第244回食品安全委員会議事概要](#)

■第244回食品安全委員会■
【農薬】【動薬】【肥料・飼料】【遺伝子】

日時:平成20年6月26日(木) 14:00~15:35
場所:食品安全委員会 大会議室
傍聴者数:13名

議事概要:

(1)農薬専門調査会における審議状況について

- 1)「トリフロキシストロビン」に関する意見・情報の募集について
 - 2)「フルアジナム」に関する意見・情報の募集について
- ・事務局から説明。
・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入るとともに、フルアジナムの発生毒性試験について、専門家の意見を聴くなどして委員会に報告することが了承された。

<参考>

- 1)殺菌剤で、りんご、茶等に使用し、なしへの適用拡大申請がされています。
 - 2)殺菌剤で、小麦、ばれいしょ等に使用し、らっきょう、食用ゆり等への適用拡大申請がされています。
- 1)、2)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(2)動物用医薬品専門調査会における審議状況について

- 1)「ミロサマイシン」に関する意見・情報の募集について
 - 2)「ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイプラビン注100)」に関する意見・情報の募集について
 - 3)「ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)」に関する意見・情報の募集について
- ・事務局から説明。
・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1)~3)抗菌剤で、豚マイコプラズマ肺炎の治療及びみつばちのアメリカ腐蝕虫(みつばちの幼虫を侵す伝染病)の予防に用いられています。
- 1)~3)ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(3)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- 1)飼料添加物「タウリン」に係る食品健康影響評価について
- ・事務局から説明。
・「適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省、農林水産省)へ通知されることとなった。- 2)飼料添加物の賦形物質「飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸dl- α -トコフェロールの製剤の賦形物質リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。
・「適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知されることとなった。

<参考>

- 1)魚類等において必須の栄養成分で、飼料中の栄養成分の補給を目的として使用されます。
- 2)木材からパルプを製造する際に得られる副産物で、飼料添加物原料の希釈剤として使用されます。賦形物質:一般的には、錠剤・顆粒などの製剤の形状を作るときに必要な乳化剤・安定剤などのことですが、飼料添加物の製剤では、飼料添加物の有効成分を希釈するために混合するものも含まれます。

(4)「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」について

- ・事務局から説明。
・本評価基準が決定され、これに基づき、個別の案件の審議を専門調査会において進めることとされた。

(5)容器包装詰低酸性食品のボツリヌス食中毒対策について

- ・厚生労働省からの報告。

(6)食品安全モニターからの報告(平成20年4、5月分)について

- ・食品安全モニターから4月中に報告された9件、5月中に報告された25件について事務局から報告。

